

## 岩手県立青少年の家の使用料免除制度について

青少年の家条例等で次のとおり使用料の免除について定めております。  
障がい者等及びその介護者の方々には、申請により施設使用料を免除できる場合がありますので、申請方法等については、**陸中海岸青少年の家**にお問い合わせください。

### 【 対象となる方 】

- ・ 身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ 上記の方の介護を行う方